

令和8年度

町税等収納事務の手引き

大子町役場 税務課 収納対策室
電話 76-8070

目 次

1 町税及び手数料等納期一覧表	2
2 納付書の取り扱いについて	3～7
3 口座振替の取り扱いについて	8～10
【参考】延滞金の計算方法	11

この「町税等収納事務の手引き」は、円滑な公金収納事務が行われることを目的として、町内の金融機関様向けに、町が毎年作成しているものです。

ご不明な点がございましたら、
大子町役場税務課収納対策室(TEL76-8070)へお問い合わせください。

1 令和8年度 町税及び手数料等納期一覧表

月別	町県民税		法人町民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	町営浄化 槽使用料	厨芥類処理手数料 浄化槽清掃手数料 し尿処理手数料 町営住宅家賃	ごみ処 理手数 料	町営墓地 管理料	納期限	督促状発送 予定日
	普通徴収	特別徴収										
3月	随1期	2月分 納期 3月10日	3月調定分			7年度随1期		7年度3月分	7年度 4期		3月31日(火)	4月28日(火)
4月		3月分 納期 4月10日	4月調定分	1期		過年度1期		4月分			4月30日(木)	5月26日(火)
5月		4月分 納期 5月11日	5月調定分		全期		1期	5月分			6月1日(月)	6月30日(火)
6月	1期	5月分 納期 6月10日	6月調定分					6月分	1期		6月30日(火)	7月28日(火)
7月		6月分 納期 7月10日	7月調定分	2期		1期	2期	7月分			7月31日(金)	8月25日(火)
8月	2期	7月分 納期 8月10日	8月調定分			2期		8月分		全期	8月31日(月)	9月29日(火)
9月		8月分 納期 9月10日	9月調定分			3期	3期	9月分	2期		9月30日(水)	10月27日(火)
10月	3期	9月分 納期10月13日	10月調定分			4期		10月分			11月2日(月)	11月24日(火)
11月		10月分 納期11月10日	11月調定分			5期	4期	11月分			11月30日(月)	12月21日(月)
12月		11月分 納期12月10日	12月調定分	3期		6期		12月分	3期		1月4日(月)	1月26日(火)
1月	4期	12月分 納期 1月12日	1月調定分			7期	5期	1月分			2月1日(月)	2月22日(月)
2月		1月分 納期 2月10日	2月調定分	4期		8期		2月分			3月1日(月)	3月30日(火)
3月	随1期	2月分 納期 3月10日	3月調定分			随1期	6期	3月分	4期		3月31日(水)	4月26日(月)

注1) 入湯税・町たばこ税及び町県民税特別徴収退職者分の令和8年3月分は、令和8年度分に計上をお願いします。

2 納付書の取り扱いについて

令和5年4月から地方税統一QRコード納付書(eLマークが表示されているものに限る。以下同じ)を活用した収納方法が導入されました。また、令和5年4月以降に発行している納付書及び督促状は国が示す標準様式を使用しています(4税2料のみ)。それに伴い、納付書への手書きによる補記ができなくなったため、督促手数料や延滞金の町役場への確認は不要です。なお、当町では令和5年4月1日以降に発行する督促状から督促手数料を廃止しました。

※QRコード対象税目：町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

※4税2料：町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) QRコードが付いている納付書

- QRコードを読み取り、納付書に記載されている金額と一致しているか確認したうえで収納してください。
 - 督促手数料や延滞金の確認は不要です。手書きによる補記はできません。
 - 納入済通知書は各金融機関で保管のうえ、各金融機関の規定に従い処分してください。
- 【参考】QRコードが読み込める期間 → 指定期限欄がアスタリスク表示になっている場合は納期限後30日間まで
指定期限欄に日にちが表示されている場合は、その日まで

(2) QRコードが付いていない納付書

- 従来の方法(公金収納情報データ化サービスによる処理)で受領してください。収納代理金融機関にあつては、従来どおり、指定金融機関へ納入済通知書を回付してください。
- 納付書に記載されている金額で受領してください。
- 督促手数料や延滞金の確認は不要です。手書きによる補記はできません。

(3)その他

- ・QRコードが読み取れない納付書及びQRコードに対応していない金融機関は、前頁(2)と同じ取扱いとなります。
- ・令和5年4月1日以降に発行している督促状から督促手数料は徴収しません。ただし、令和5年3月31日以前に督促状が発行されたものは従来どおり徴収します。
- ・旧様式の納付書(手書きができるもの)による納付があった場合は、前頁(2)と同じ取扱いです。町役場への金額の確認及び手書きによる補記は行わず、持参した納付書に記載の金額のみを受領してください。
- ・納期限を過ぎている納付書による納付があったときは、延滞金が発生する旨を納付者へ伝えてください。延滞金が生じた場合は、別途町役場から延滞金のみを納付書を発行します。
- ・用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。特に、納入済通知書は、汚したり、メモ書き等をしないようにしてください。
- ・ミシン線で切り取る場合には、ミシン線を1・2度折り曲げ、はみ出したり、破損したりしないように注意して切り離してください。
- ・3連式納付書の中央(原符)は、金融機関保管用です。
- ・町県民税(特別徴収分のみ)については、手書きによる税額の訂正があった場合は訂正後の金額で受領してください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【参考様式】 ①納税通知書(再発行納付書)

eLマークがついているものは、地方税統一QRコード対応納付書です。

加入者名 次城県久慈郡大子町		口座記号 番号 00160-3-960493	納付額 4,000 円
収納機関 番号 08364	納付 番号 9230124306042032	記録 番号 9019	納付 区分 161
納期限 令和●年 5月31日	通知番番号 8000004	年度 令和●年度	期別 第1期

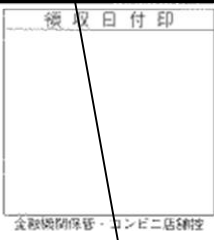
490016096049300000004000208364016199000
02923012430604203200322220100080000040000000

税額 4,000 円	延滞金 円	徴収日付印
督促手数料 円	納付額 4,000 円	
コンビニ 収納用 {91}959919-5152392301243060420321 230531-0-004000-2	(ご注意) バーコードがない もの、あっても読 取ができないもの や金額を訂正した 場合、コンビニエ ンスストアでは納 付できません。	取納代行：CNS（地銀）
納税者 氏名 日本 太郎 様	指定期限 令和●年 5月31日	



QRコードが付いている場合は、読み込んで処理してください。

加入者名 次城県久慈郡大子町		口座記号番号 00160-3-960493	税額 4,000 円
延滞金 円	督促手数料 円	納付額 4,000 円	
納税者氏名 日本 太郎 様		eL番号：08364-9230124306042032-9019-161	
通知番番号 8000004		納期限 令和●年 5月31日	
指定期限 令和●年 5月31日			



【指定期限】
・QRコードを読み込むことができる期限のことです。
・アスタリスク(*)表示の場合は納期限後30日間は読み込むことができます。

加入者名 次城県久慈郡大子町	口座記号番号 00160-3-960493	税額 4000 円
延滞金 円	督促手数料 円	納付額 4000 円
納税者氏名 日本 太郎 様		eL番号：08364-9230124306042032-9019-161
通知番番号 8000004		納期限 令和●年 5月31日
指定期限 令和●年 5月31日		



③督促状



999-9999

居住市町村名居住住所

方書

日本 太郎

様



1-0008000033
33

大子町 納付書 (納入済通知書)

口座番号 00160-3-960493	加入者名 茨城県久慈郡大子町
令和 ●年度 町県民税 第1期	税額 50,000円
納付済 日本 太郎	滞り金 100円
納期 令和 ●年 5月31日	延滞金 円
支払期 令和 ●年 2月28日	合計金額 円

納付番号 0008000033

5

0122010008000033000050000436422

1 0 0

CVS2納付

4913959919-5152192212161054250121
230228-0-050100-1

収納代行会社 地銀ネットワーク

納期日付印

〇〇〇〇番機・コンビニ等
取りまとめ店
ゆうちょ銀行 公共施設
収納金庫センター

〇
L
-
Q
R

〈ご注意〉会簿を打正した場合コンビニエンスストアでは納付できません。
上記のとおり領収しましたので通知します。

e.L.番号 : 08364-9221216105425012-9019-101

大子町 納付書 (催告) 督促状兼領収証書

口座番号 00160-3-960493	加入者名 茨城県久慈郡大子町
令和 ●年度 町県民税 第1期	税額 50,000円
納付済 日本 太郎	滞り金 100円
納期 令和 ●年 5月31日	延滞金 円
支払期 令和 ●年 2月28日	合計金額 円

納付番号 0008000033

5

0122010008000033000050000436422

1 0 0

CVS2納付

4913959919-5152192212161054250121
230228-0-050100-1

収納代行会社 地銀ネットワーク

納期日付印

〇〇〇〇番機・コンビニ等
取りまとめ店
ゆうちょ銀行 公共施設
収納金庫センター

〇
L
-
Q
R

上記のとおり納付します。

上記のとおり納付済みです。上記の領収書にてこの納付書にて納付してください。

令和 ●年 1月 1日
茨城県久慈郡大子町長
高 梨 蒼 彦

領収書は大切に保管してください。
上記のとおり領収しました。

収納代行会社 地銀ネットワーク

e.L.番号 : 08364-9221216105425012-9019-101

3 口座振替の取り扱いについて

町税等の口座振替依頼書については、次の点に注意して申込みを受け付けてください。

- (1) 口座振替できる種目は、次のとおりです。ただし、町県民税の特別徴収及び法人町民税については、口座振替はできません。
①町県民税 ②固定資産税 ③軽自動車税 ④国民健康保険税 ⑤介護保険料 ⑥後期高齢者医療保険料
⑦保育所保育料 ⑧町営住宅家賃 ⑨町営墓地管理料 ⑩ごみ処理手数料 ⑪厨芥類処理手数料
⑫浄化槽清掃手数料 ⑬し尿処理手数料 ⑭幼稚園授業料 ⑮町営浄化槽使用料 ⑯水道料金
- (2) 口座振替依頼書は、納税義務者（納付者）ごとに受付をお願いします。
固定資産税について、共有名義（固定資産税の納税義務者で、2人以上で1つの土地又は家屋を所有すること）の納税義務者の場合は、共有分所有者名を依頼書の納税・納入義務者欄内指定欄へ記入してください（〇〇〇〇 外 〇名）。また、納税管理人等（町外所有者及び相続未登記分所有者の場合）が納税義務者の場合も、納税・納入義務者欄内指定欄へ記入してください。
- (3) 税目等の振替方法には、依頼書等に記載のとおり「期別」と「前納」がありますので、どちらか希望する振替方法を税目ごとに○で囲んでください。
- (4) 国民健康保険税については、世帯主に課税されますので、納税義務者（納付者）の欄には、世帯主の氏名を記入してください。
- (5) 振替開始時期は依頼日の翌月分からとなりますが、それ以降の開始を希望する場合は開始年月を記入してください。開始月については、納期一覧表の月別で判断願います。納期限は月末日ですが、月末日が休日の場合は休み明けの翌月の最初の営業日が納期限となりますので、あくまで月別で判断してください。

町税等口座振替依頼日程

令和8年度

	振替依頼日	振替日	再振替依頼日	再振替日
4月分	4月22日(水)	4月30日(木)	5月13日(水)	5月20日(水)
5月分	5月25日(月)	6月1日(月)	6月9日(火)	6月16日(火)
6月分	6月23日(火)	6月30日(火)	7月8日(水)	7月15日(水)
7月分	7月24日(金)	7月31日(金)	8月10日(月)	8月18日(火)
8月分	8月24日(月)	8月31日(月)	9月8日(火)	9月15日(火)
9月分	9月18日(金)	9月30日(水)	10月8日(木)	10月16日(金)
10月分	10月26日(月)	11月2日(月)	11月11日(水)	11月18日(水)
11月分	11月20日(金)	11月30日(月)	12月8日(火)	12月15日(火)
12月分	12月22日(火)	1月4日(月)	1月13日(水)	1月20日(水)
1月分	1月25日(月)	2月1日(月)	2月9日(火)	2月17日(水)
2月分	2月19日(金)	3月1日(月)	3月9日(火)	3月16日(火)
3月分	3月24日(水)	3月31日(水)	4月8日(木)	4月15日(木)

【参考】延滞金の計算方法

延滞金は、税目、期別ごとに、次の計算式により計算します。

$\text{税額} \times \text{延滞日数} \times \text{延滞金の割合} \div 365 \text{日} = \text{延滞金額}$ ※365日は、うるう年でも365日で計算します。

税額: 延滞している各期別ごとの金額です。

- ・税額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。
- ・税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てて計算します。

延滞日数: 納期限の翌日から起算して納めた当日までの日数です。

延滞金の割合

- ・「納期限の翌日から1か月を経過する日まで」の延滞金の割合は、年7.3パーセントですが、延滞金特例基準割合(注意)が年7.3パーセント未満の場合は、延滞金特例基準割合(注意)+1パーセントとなります。(年7.3パーセントが上限)
- ・「納期限の翌日から1か月を経過した日以後」の延滞金の割合は、年14.6パーセントですが、延滞金特例基準割合(注意)が年7.3パーセント未満の場合は、延滞金特例基準割合(注意)+7.3パーセントとなります。

延滞金の割合の例 (単位：パーセント)

期間(各年1月1日～12月31日)	延滞金特例基準割合	納期限の翌日から1か月を経過する日まで (延滞金特例基準割合(注意)+1パーセント)	納期限の翌日から1か月を経過した日以降 (延滞金特例基準割合(注意)+7.3パーセント)
平成27年～平成28年	1.8%	2.8%	9.1%
平成29年	1.7%	2.7%	9.0%
平成30年～令和2年	1.6%	2.6%	8.9%
令和3年	1.5%	2.5%	8.8%
令和4年～令和7年	1.4%	2.4%	8.7%
令和8年	1.8%	2.8%	9.1%

(注意)「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合(以下「平均貸付割合」という。)に、年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。そのため、延滞金特例基準割合及びそれに基づく延滞金の割合は毎年変動する可能性があります。なお、令和2年12月31日までは名称が「特例基準割合」でしたが、令和3年1月1日からは名称が「延滞金特例基準割合」に変更されました。

延滞金額の端数処理等

- ・算出された延滞金額が1,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。
- ・算出された延滞金額が1,000円以上で、その延滞金額に100円未満の端数がある場合、その端数金額は切り捨てます。

目安とされる延滞金日数と金額(令和8年1月以降の率で計算した場合)

- (1) 本税額3万円で延滞日数が5か月(160日)を超える場合
- (2) 本税額6万円で延滞日数が3か月(90日)を超える場合
- (3) 本税額40万円で延滞日数が1か月(30日)を超える場合

※あくまで目安の数値となります。